

松阪市総合体育館条例

改正後

(使用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表第1（第6条関係）

施設使用料

(単位 円)

使用区分		時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
			競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツのための使用
		その他	27,900	36,960	39,040
	入場料等を徴収する場合	スポーツのための使用	13,080	17,320	18,300
		その他	62,780	83,160	87,840
		興行を直接の目的とする	150,850	199,810	211,060
	一般公開日にお	中学生	70	70	70

改正前

(使用料の免除)

第8条 市長は、市若しくは教育委員会が主催する場合又は市長が特に必要と認める場合は、使用料を免除することができる。

別表第1（第6条関係）

施設使用料

(単位 円)

使用区分				時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
				競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツのための使用	学校	1,980
一般	3,960	5,280	6,600				13,200	
その他	19,800	26,400	33,000			66,000		
入場料等を徴収する場合	スポーツのための使用	学校	3,960		5,280	6,600	13,200	
		一般	7,920		10,560	13,200	26,400	
	その他	48,400	63,800		79,200	158,400		
	興業を直接の目的とする	118,800	158,400	198,000	396,000			

改正後						改正前					
	ける個人使用	以下									
		一般	210	210	210						
トレーニング室	中学生以下		70	70	70						
	一般		210	210	210						
卓球室	中学生以下		70	70	70						
	一般		210	210	210						
武道室	中学生以下		70	70	70						
	一般		210	210	210						
会議室			1,250	1,580	1,750						
松阪市総合体育館 年間個人使用券	中学生以下		競技場一般公開日における個人使用、トレーニング室、卓球室、武道室 1日 1区分3,500円								
	一般		競技場一般公開日における個人使用、トレーニング室、卓球室、武道室 1日 1区分10,500円								
	一般公開日における 個人使用	中学生以下	50	50	50						
		15歳以上（中学生を除く。）	160	160	160						
トレーニング室	中学生以下		50	50	50						
	15歳以上（中学生を除く。）		160	160	160						
卓球室	中学生以下		50	50	50						
	15歳以上（中学生を除く。）		160	160	160						
武道室	中学生以下		50	50	50						
	15歳以上（中学生を除く。）		160	160	160						
会議室	平常時		880	1,100	1,320	2,750					
	冷暖房機使用の場合		別表第2の冷暖房機使用料で処理								
松阪市総合体育館 年間個人使用券	中学生以下		競技場一般公開日における個人使用、トレーニング室、卓球室、武道室 1日 1区分2,700円								
	15歳以上（中学生を除く。）		競技場一般公開日における個人使用、トレーニング室、卓球室、武道室 1日								

改正後	改正前				
<p>1 2つ以上の連続する時間区分を使用する場合は、それぞれの時間区分にかかわらず、当該時間区分の間の時間についても、使用することができる。この場合における使用料金は、それぞれの時間区分の欄に規定する金額の合計額とする。</p> <p>2 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20パーセント増とする。ただし、一般公開日における個人使用料は、この限りでない</p> <p>3 競技場の一部を使用する場合において、その使用面積が競技場床面積の2分の1以下の場合は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。</p> <p>4 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。</p> <p>5 午前9時から午後9時までの間に舞台電灯を使用した場合（個人使用の場合を除く。）の電灯使用料は、使用した時間（1時間に満たない時間は1時間とみなす。）に、440円を乗じて得た額とする。</p> <p>6 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。</p> <p>7 体育館施設使用料合計額の10円未満は切捨てとする。</p> <p>別表第2（第6条関係）</p>	<table border="1" data-bbox="1126 204 2128 276"> <tr> <td data-bbox="1126 204 1350 276"></td> <td data-bbox="1350 204 1624 276"></td> <td data-bbox="1624 204 2128 276">1区分8,000円</td> </tr> </table> <p>1 午前9時から午後5時まで使用の場合及び午後1時から午後9時まで使用の場合の使用料は、それぞれ時間区分の合計額とする。</p> <p>2 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20パーセント増とする。ただし、一般公開日における個人使用料は、この限りでない</p> <p>3 競技場の一部を使用する場合において、その使用面積が競技場床面積の2分の1以下の場合は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。</p> <p>4 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。</p> <p>5 午前9時から午後9時までの間に電灯を使用した場合（個人使用の場合を除く。）の電灯使用料は、使用した時間（1時間に満たない時間は1時間とみなす。）に、競技場にあつては1,100円（ただし、備考3の場合にあつては2分の1の額とする。）、舞台にあつては440円を乗じて得た額とする。</p> <p>6 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。</p> <p>7 学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。</p> <p>8 体育館施設使用料合計額の10円未満は四捨五入とする。</p> <p>別表第2（第6条関係）</p>				1区分8,000円
		1区分8,000円			

改正後				改正前			
設備器具の名称	時間区分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合	設備器具の名称	時間区分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
(略)				(略)			
バドミントン用器具	〃	220	220	バドミントン用器具	〃	220	220
ソフトバレー用器具	〃	220	220	卓球用器具	〃	220	220
卓球用器具	〃	220	220	(略)			
(略)				フロアシート	〃 1枚に付	50	50
フロアシート	〃 1枚に付	50	50	冷暖房機	〃 1基に付1時間以内	220	220
テント	1張1日1回に付	550	550	テント	1張1日1回に付	550	550